

平成29年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会の議事要旨

1 日 時 平成29年 5月26日（金）13:30～16:00

2 場 所 メルパルク岡山（岡山市北区桑田町）

3 協議等事項

- (1) 平成28年度多面的機能支払交付金の実施状況について
- (2) 平成28年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
- (3) 平成28年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

4 協議等の内容 ※■委員の意見 □事務局の回答

(1) 平成28年度多面的機能支払交付金の実施状況について

■農振農用地の田と畑の面積割合に対し、本制度の対象面積では畑の割合が低い
が、儲かる農業に向けて収益の高い品目が生産される畑について、取組を
推進してはどうか。

□本制度は、市町村において田の畦畔の草刈りや水路の管理に充当できるもの
として推進していることから、田に対して畑の交付割合が低いものと思料さ
れる。今後は、果樹園や畑にも取組を推進することが課題と考えている。

■事務作業の負担が大きいと聞いているが、事業種目毎に分けていた経理を、
改正により一本化できることとなった。事務が簡素化されると思うが、現場
での受け止めはどうか。

□今回の改正は、経理を一本化することで、経理的には融通が利きやすくなっ
た面はあるが、これにより変更された様式もあり、新たな事務処理が増える
など一概に事務が簡素化されたとまではいえない。事務負担の軽減について
は今後も国に要望してまいりたい。

■これまで取組がなかった浅口市がカバー率6割となった理由は。

□これまで単市で行っていた地元への支援を、農振農用地の保全等に係るもの
は本交付金を充てることとし、市全域のほぼ全ての農振農用地を対象農用地
としたことにより、カバー率が上昇したもの。

■交付金の活動事例では、様々な組織が連携しているが、学校は入っていない。
耕作放棄地の現状等について学校の子ども達にも知ってもらえば、将来の地
域農業の維持にも繋がるのではないか。

□学校との連携については、新しい試みであるが、県でも教育担当部署と連携
しながら取り組んでみたい。

■改正で広報活動の取組が要件に追加されているが、負担が増えたのでは。

□28年度の間年評価の結果、非農業者等への参加が少ないという状況が明ら
かとなったため、非農業者との混住化が進む平場地域で要件化されたもの。
中山間地域で活動する組織については必須とはなっていない。広報活動はパ

ンフレットの配布やSNSの活用などを想定している。

■世代を超えた地域の維持が大切だが、中間年評価では、この項目の評価が低い。どこまで政策効果があったのか精査して欲しい。

□今後、公表される各県の中間年評価の結果等を参考にしながら、農地の維持に係る自立的な活動について、必要などころには支援をしていきたい。

■広域化で組織を大きくすることを推進してはどうか。また、5年間の取組継続は負担が大きいので、取組を途中でやめたり、再開したりといった取り組みやすい制度にならないか。

□広域化は今後も地域へ推進する。制度の見直しについては国へ提案してまいりたい。

(2) 平成28年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

■取組の推進に当たり、市町村と県で各地域の状況は情報共有できているのか。

□市町村の担当者と個別に推進について話し合う取組推進キャラバンを実施し、情報共有を図っている。

■3期末で取組をやめた8協定が28年度に取組を再開したとのことだが、その経緯はどうか。再開した事例は、取組をためらう地域に対し、取組を継続するための良いPRになるのでは。

□取組を断念しても水路や畦畔の管理は従来どおり実施されており、同じ活動を行うならやはり交付金が必要と考え、取組を再開したものと考えている。

■〇〇集落協定というネーミングであるが、少し堅苦しく感じる。非農業者も巻き込んだ活動をするなら、もっと親しみやすいネーミングを考えてはどうか。

□推進の際にそのアイデアも伝えていきたい。

■婦人会等へ推進してみたことはあるか。

□生活交流グループ等も参加する農業者のつどいでパンフレットを配布しており、情報は伝わっていると考えている。

■体制整備の活動について、集落ぐるみで農地を保全する体制を整えるC要件に取り組む協定が大半で、共同農作業を行うA要件や農産物の加工等を行うB要件に取り組む協定が少ないがどう考えるか。

□A要件、B要件には数値目標があり、万が一達成できなかった場合、交付金の返還となることから取組が少ないと思料されるが、この項目を選択していただくとも集落営農の法人化による農地の集積など前向きな取組は各地域で展開されている。県ではこうした取組事例を紹介することで、より前向きな活動を行う地域が増えるよう推進していきたい。

■事務負担が課題とあるが、他県では土地改良区が副業的に直払の事務を肩代わりしている。これも選択肢の一つとして考えてはどうか。

□市町村取組推進キャラバンを通じ土地改良区への事務委託を提案したことがあるが、土地改良区の中には直払の対象とならない農業者もあり、難しいとの意見もあった。しかしながら、事務負担の軽減に向け今後も提案していき

たい。

■交付金の市町村負担分や県負担分については、交付税は措置されているのか。

□県負担は、法指定地域で1/4，特認地域で1/3となるが、その負担分の7割程度が交付税措置される。

■この制度の効果として農地の維持にどこまで有効なのか定量的に図る手段はあるか。

□平成24年度に行った調査では、96%の協定が耕作放棄地の発生防止に効果がある、約7割が集落の活性化、話し合いが活発になったと回答しており、耕作放棄地の防止、コミュニティの維持に役立っていると考えている。また、今年度実施する中間年評価では、国において取組を実施した集落としなかった集落についてセンサデータを元に効果を検証することとなっており、その結果を注視したい。

(3)平成28年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

■奈義町と美咲町でカバークロップの取組が増えているが、なにが栽培されているのか。

□奈義町には、エコファーマー連絡協議会があり、そこが本事業のカバークロップの菜の花作付けに取り組んでおり、町も推進している。そうして生産された米は、菜の花米として付加価値を付けて販売されている。

■交付金が満額配分されないとのことだが、周知徹底されているのか。

□2月の要望調査段階でも、減額される可能性を伝えており、その後も再三周知しているところ。

■環境保全型農業は、交付金のあるなしに関わらず、付加価値のあるものを認める消費者を育てることが一番大事なことと考えている。取組が継続して、売れる・儲かる農業につながることを目標に取り組んで欲しい。

□岡山県が有機栽培の認証制度を始めて30年になるが、知名度が十分でないとの生産者の意見もあり、PRについても予算化して力を入れたいと考えている。そのため、今年度から新規事業として「おかやまeー農産物」(＝「おかやま有機」、「特別栽培農産物」、エコファーマーが栽培した農産物)について、消費者・実需者とのマッチングや商談会の開催等を実施することとしており、環境保全型農業の取組が広がるよう支援してまいりたい。

■地域特認取組について全国では取組の4割を占めるが、中国地域では地域特認取組のシェアが少ない。他の地域ではこの地域特認取組のメニューを工夫し、インセンティブにしようとしていると考えられるが、本県ではどうか。

□岡山県では、国の設けたメニューが汎用性が高く取り組みやすいことから、地域特認取組の利用が少ないと考えている。地域特認取組については、毎年度、メニュー追加の要望を調査しているところ。その結果平成27年からピオトープの取組を追加したが利用は少ない。しかし、それぞれの地域で各農業者が実施したいメニューがあれば取組も拡大すると考えられるので、今後も継続してメニュー追加の調査を行っていききたい。

○総括

■各委員から、取組をする上での前向きで貴重な示唆があったので、それを考慮し推進してもらいたい。そのためには、他県の状況も戦略の参考になると考えられる。また、取組の効果について、数量的な評価は難しいと思うが、取組を実施している地域と未実施の地域を比較できれば、この事業の意義・意味が明確になると思うので考慮してもらいたい。